

# 『古事記』の接続詞の後件

—「神や人や家の歴史に関するもの」と「皇室による統治に関するもの」—

伊 土 耕 平\*

The Conjunction “KARE” and its Following Sentences in KOJIKI

Kohei Ido

## 要 旨

『古事記』の接続詞について、後件を分類し、分類ごとにどの接続詞が多く使われるかを調べると、特定の後件に特定の接続詞が使われる傾向のあることがわかる。本稿では、「故」が多く使用される後件のうち「c類 神や人や家の歴史に関するもの」と「d類 皇室による統治に関するもの」について、ほとんど全用例を掲げて、コメントを加え、「故」の使用率などのデータを示す。

## I はじめに

『古事記』の接続詞を観察していると、特定の後件（＝接続詞に後続する事柄）に特定の接続詞が使われる場合のあることに気がつく。例えば、「今に海鼠の口、さけてあるぞ」というような、「現在では△△となっている」というたぐいの後件の場合、ほとんど100%「故」が使用されるのである。その他、「尔」の使用率の高いもの、「於是」の使用率の高いもの、とくに偏りのないものなどもある。

このような傾向の全体像を明らかにするために、前稿Aでは、後件を最大36種類（とその他）に分類し、それぞれの後件の中で「故」「尔」「於是」の使用率がどうなっているかを調べた（この分析方法を「後件分類法」と名づけた。拙稿の略号については末尾の文献一覧を参照されたい）。その結果、「物事の由来に関するもの」「話手の主観を直接表現するもの」「神や人や家の歴史に関するもの」「皇室による統治に関するもの」の4類が「故」の使用率が高いことがわかった（それぞれ、a類・b類・c類・d類とした）。また、「e類 人間の移動に関するもの」のうち「長距離移動」（＝e1類）も、「故」の使用率がかなり高いことがわかった。

以上のうち、「e1 長距離移動」に関しては、全用例を挙げて詳しく説明したことがある

(前稿D)。しかしその他の多くについては、紙幅の関係で、ごく少数の用例を挙げ得たにすぎない。これでは、その分類が妥当なものか、などを読者諸賢が判断しようとしても、判断材料が不足するであろう。

そこで本稿では、「c類 神や人や家の歴史に関するもの」と「d類 皇室による統治に関するもの」のほぼ全用例を掲げて、データを示し、私の分類、ひいては私の分析が妥当なものか、読者諸賢の判断を仰ぎたいと思う。なぜこの2類を取り上げるのかと言えば、これらは興味深く、かつ問題のありそうな類であるからである。

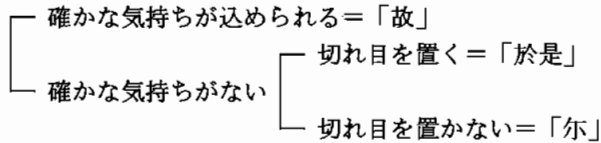
以下、テキストには西宮一民編『古事記 新訂版(六刷)』(=西宮1992)を使用し、引用は読み下し文の形で行なう。ただし、句読点や送り仮名は適宜加減した。漢字の字体については、JISコード表にある字はなるべくそれを使うことにした。訓注などは省略した。仮名書きの部分はカタカナにした(固有名詞の場合はそのまま)。また、引用文中の「……」は省略を、「/」はテキストの改行を、[ ]は割注の部分を表す。

## II 『古事記』の接続詞の概説

用例の検討に入る前に、『古事記』の接続詞について概観しておこう。周知のように、「故」「尔」「於是」などの接続詞が多用されている。また「是以」「然而」「仍」なども少数ながら使用されている。「故尔」「故是以」などの複合形もある。

これまでの私の研究の結果と主張を簡単にまとめると、次のようになる。

- ① 『古事記』の接続詞の後件を分類し、その分類ごとに「故」「尔」「於是」の使用率を出すと、偏りがある。
- ② ①の結果から「故」などの基本的な意味を考えると、次のようになる<sup>1)</sup>。



- ③ 具体的な用例においては、さまざまな派生的意味を考えねばならない。例えば「AだからB」の意と考えられる「故」は、そのような文脈には「Aすれば必ずBする」という含意があるはずであるから、「確かな気持ち」に含まれると考える。
- ④ 「確かにこうこうだ」という意味の「故」は、前件と後件を関係づける言葉ではなく、つまり接続詞ではなく、評価の副詞である(ただし本稿の中では便宜的に、すべて「接続詞」と呼ぶ)。
- ⑤ 「故」は切れ目を置く/置かない両用である。よって物語の冒頭にも使われる。
- ⑥ 「故尔」などの複合した形があるが、これは、もともとは「尔」だけがあって、後に強調などを表すために「故」が付加されたと考える<sup>2)</sup>。
- ⑦ 本文の解釈にあたっては、接続詞を重視して解釈しなくてはならない。以上である。次に、c類から、用例の検討に入ろう。

## III 神や人や家の歴史に関するもの(c類)

この類は、c1~c6の6種に細分される。以下、各細分類ごとに、まずは用例の観察から始め

てみよう。用例は、当該接続詞を太字にし、後件（と私が判断した）部分に下線を引いた。分類記号に続くカッコの内は、その類の略称である（前稿Aを参照のこと）。用例の末尾の数字は、最初の3桁がテキストの頁、後の2桁が行を示す。「=A8」などがあるのは、すでに前稿で使用した用例を示している（「A8」は前稿Aの例文(8)の意）。

用例を掲げる順番は、説明順である。同じ説明の中では、出現順。

### c1「祖先・子孫」

わかりやすくするために、ここではさらに2種に細分してみよう。

#### ①「○○は△△の祖先だ」

- (1) ……吹棄つる氣吹の狭霧に成りませる神の御名は天之善卑能命。亦……天津日子根命。又……。……。故、此、後に生まれませる五柱の子が中に、天菩比命の子、建比良鳥命 [此は出雲國造・无耶志國造……等が祖ぞ。] 次に天津日子根命は [凡川内國造・額田部湯坐連……等が祖ぞ。] 04312
- (2) 尔、天兒屋命・布刀玉命・天宇受賣命……并せて五の伴緒を支加へて天降したまひき。……。……。故、其天兒屋命は [中臣連等が祖ぞ。] 布刀玉命は [忌部首等が祖ぞ。] 天宇受賣命は…… 07509=A8
- (3) 天忍日命・天津久米命の二人……御前に立ちて仕奉りき。故、其天忍日命 [此は大伴連等が祖ぞ。] 天津久米命 [此は久米直等が祖ぞ。] 07605
- (4) 其弟宇迦斯が獻れる大饗は悉其御軍に賜ひき。……。……。故、其弟宇迦斯 [此は宇陀の水取等が祖ぞ。] 09502
- (5) アレ坐しし御子の名は日子八井命、次に神八井耳命、次に神沼河耳命、三柱。……。……。故、其日子八井命は [茨田連・手嶋連が祖ぞ。] 神八井耳命は [意富臣・小子部連……等が祖ぞ。] 神沼河耳命は天下を治めたまひき。10104
- (6) 大吉備津日子命と若建吉備津日子命との二柱……吉備國を言向和しき。故、此大吉備津日子命は [吉備上道臣が祖ぞ。] 次に若日子建吉備津日子命は [吉備下道臣・笠臣が祖ぞ。] 次に…… 10412
- (7) 若野毛二俣王……生みたまへる子、大郎子、亦名は意富々杼王。……。……。故、意富々杼王は [三國君・波多君……等が祖ぞ。] 又…… 16301
- (8) 天皇……若子比賣を娶りて生みたまへる御子、火穗王。次に惠波王。……。……。故、火穗王は [志比陀君が祖ぞ。] 惠波王は [韋那君・多治比君が祖ぞ。] 21313

#### ②「△△は○○の子孫だ」

- (9) 次に水底に滌きたまふ時に成りませる神の名は底津綿津見神。次に底筒之男命。中に滌きたまふ時に成りませる神の名は中津綿津見神。次に中筒之男命。水上に滌きたまふ時に成りませる神の名は上津綿津見神。次に上筒之男命。此三柱の綿津見神は、阿曇連等が祖神と以ちイツク神ぞ。故、阿曇連等は其綿津見神の子、宇都志日金折命の子孫ぞ。其底筒之男命……三柱神は、墨江の三前の大神ぞ。03901

いずれも系譜的記事である。いずれも「故」が使用されており、利用率は9/9=100%である。

②は「○○は△△の祖先だ」という形に言い換えることが可能だから、①と②に内容的な違いはない。しかしながら②の(9)だけ、割注の形になっていない。

言うまでもないこととは思いますが、『古事記』においては、皇室を中心にして諸豪族を系譜的に統一しようとする。すると当然「○○は△△の祖先だ」という記事は重要な事柄の一つとな

る。だから「確かにこうだ」という気持ちで「故」が付されるのだと考える。

もっとも②の(9)だけは少し異なっている。この文脈は「綿津見神は阿曇連らの祖神である。すなわち、阿曇連らは、綿津見神の子の宇都志日金析命の子孫なのである」のように、前件を詳しく言い換えるような文脈である。単純に「確かに△△は○○の子孫だ」という表現ではない。それでも、「すなわちこうこうだ」と説明して言う場合、そこには話し手の確かな気持ちが含まれているはずである。同時に「確かに阿曇連らは綿津見神の子孫だ」という気持ちも含まれているであろうというのが、私の立場である。一つの接続詞を一義的に限定的に考える必要はない。

割注の役割は注釈であるとか(石塚晴道1967)、「視覚的にも皇統の末端に繋る意識を喚起する」(西宮1992、43頁)とか言われるが、(9)だけ割注になっていない理由はよくわからない。ただ、前件の「此三柱の綿津見神は、阿曇連等が祖神と以ちイツク神ぞ。」が割注になっていないのに合わせた、とは言える。

接続詞の係る範囲も問題になる。例えば、(5)の「故」は、「……が祖ぞ」だけにかかるのではなく、「神沼河耳命は天下を治めたまひき」まで、係っているのかもしれない。このことは客観的に決めようがない。本稿では、後件は1個(1種)という原則を立てることとする。もっともこの場合、「故」が「神沼河耳命は天下を治めたまひき」まで係っているとすると、後述の「d2 治める」の「故」が1例増えるだけで、私の論旨には影響しない。むしろ、d2の「故」が増える(=「故」の使用率が高くなる)のは好都合である。

## c2「子・兄弟」

この類は「○○が△△を娶って生んだ子は□□である」というタイプのものが多いのだが、それらについては、前稿Cですでに検討した。ここでは前稿Cで取り上げなかった用例だけを掲げる。2種に細分しよう。

### ①「○○には子／兄弟があった／なかった」

- (10) ……大國主神。亦名は大穴牟遲神と謂ひ……并せて五の名有り。／故、此大國主神の兄弟、八十神坐しき。然あれども皆、國は大國主神に遷りまつりき。05107=A10
- (11) 此天皇の御子等、并せて三柱の中、大倭日子鉏友命は天下を治めたまひき。次に師木津日子命の子、二の王坐しき。一の子、孫は[伊賀須知の稲置……が祖ぞ。]一の子、和知都美命は淡道の御井宮に坐しき。故、此王二の女有りき。兄名は蠅伊呂泥。……。弟名は蠅伊呂杼ぞ。天皇の御年…… 10206
- (12) 天之日矛の持渡来し物は……并せて八種ぞ。[此は伊豆志の八前大神ぞ。]／故、茲神の女、名は伊豆志衰登賣神坐しき。16013
- (13) ……御名代に白髪部を定めたまひき。故、天皇崩りましし後に、天下を治めたまふべき王無し。20402

### ②「○○の子は△△だ／○○は△△の親だ」

- (14) ……凡、日子坐王の子、并せて十一王ぞ。故、兄大倭王の子、曙立王。次に菟上王。此曙立王は[伊勢の品遲部君……が祖ぞ。]菟上王は[比賣陀君が祖ぞ。]次に小倭王は……。次に山代の大箇木真若王……生みたまへる子、迦途米雷王。此王……生みたまへる子、息長宿禰王。此王……生みたまへる子、息長帯比賣命。10804
- (15) 此天皇……三柱女王を娶りたまひき。一の名は高木の入日賣命。次に中日賣命。次に弟日賣命。……。故、高木の入日賣の子、額田大中日子命。次に大山守命。次に伊奢の真若命。……。中日賣命の御子、木の荒田郎女。次に大雀命。次に根鳥命。弟日賣命の

御子、阿倍郎女。次に……。14807

(16) ……大江王。此王、庶妹銀王を娶りて生みたまへる子、大名方王。次に大中比賣命。

故、此の大中比賣命は、香坂王・忍熊王の御祖ぞ。14005

①の中でも(12)は、娘の名前も述べている点が②に近い。(11)も、直後に名前も出している点、②に近い。結局①と②との間に、本質的な違いはないように思われる。

この「c2 子・兄弟」の「故」の使用率は、「○○が△△を娶って生んだ子は□□だ」の9例(いずれも「故」。前稿Cを参照のこと)を加えても、100% (16/16)である。また、いずれも系譜的記事である。

「故」が使用される理由は、「c1 祖先・子孫」と同じく、「確かにこうだ」という気持ちからであると考えられる。(10)などについて、しばしば、「故」は切れ目を置くために使われるなどと言われるが、それはそれで正しい面もあるが、しかしそれは「故」の根本的なことではない。もし、単に切れ目を表すだけであれば「於是」を使ってもよいはずである。しかし「於是」はc類に1例も使われていないし、次のd類にも、ごくわずかしが使われていない。この事実からすれば、「故」が切れ目を表すというのは、それほど重要なことではない。前稿Bでは「『故』は、切れ目を置く／置かない両用である」と述べた。

ただし、この「子・兄弟」類の「故」が、前項の「祖先・子孫」類の「故」とまったく同じというわけでもない。こちらには“先触れ”用法に近いものがある。「先触れ」とは、前稿B、Eなどで述べたが、後に起こったことの原因やきっかけや予言を、あらかじめ「故」によって確認・強調しておくやり方である。要するに、例えば(15)を見ると、大山守命や大雀命など、後に登場して活躍する人物が取り上げられている。そういう人がここで出ることを「故」によって確認・強調しておくわけである。

とくに(14)は、興味深い例である。この「故」は、「息長帯日賣命」までかかると考えて良いのではないか。西宮1979(132頁)はこの部分について、「誓約の呪術者、曙立王がいること」などを指摘して、「神懸りの巫女息長帯日売の出現の必然を暗示する」と言う。この「出現の必然を暗示する」ということと“先触れ”とは、同じようなことである。

### c3「結婚」

(17) (大国主は)始めて國を作りたまひき。／故、其八上比賣は先の期りの如く、ミトアタハシツ。05612

(18) 其沼河日賣未だ戸を開かずて、内より歌曰しく、／……アヤニ ナコヒキコシ……。／故、其夜は合はさずて、明日夜に御合ましき。05812

(19) 故、天皇崩りましし後に、其庶兄當藝志美々命、其適后伊須氣余理比賣を娶りし時に、其三の弟を殺さむとして謀りし間に……。09913=A11

(20) 於是、壯夫有り。其形姿威儀、時に比無し。夜半の時に、儼忽に到来る。故、相感でて共婚ひして、供住る間に、未だ幾時もあらねば、其美人妊身みぬ。11111

(21) ……其御子大碓命を遣はして喚上げしめたまひき。故、其遣はさえし大碓命、召上げずて、即ち己自ら其二の嬢子と婚して、更に他し女人を求めて詐りて、其嬢女と名づけて貢上りき。…… 12703

(22) ((12)のつづき)／……名は伊豆志袁登賣神、坐しき。故、八十神、是伊豆志袁登賣を得むとすれども、皆得婚はず。16013

(23) 天皇、吉野宮に幸行しし時に、吉野の川の濱に童女有り。其、形姿美しくありき。故、是童女と婚ひて、宮に還坐しき。19709

- (24) ……御子は檳榔の長穗宮に坐せて、驛使を貢上りき。／尔、其御子、一宿肥長比賣と  
婚ひしたまひき。故、其美人を竊伺ひたまへば蛇ぞ。即ち、見畏みて遁逃げたまひき。  
12306=B64
- (25) 美夜受比賣、御歌に答曰しく、／……ツキタナムヨ。／故尔、御合ひまして、其御  
刀の草那藝劔を以て、其美夜受比賣がりに置きて、伊服岐能山の神を取りに幸行しき。  
13504=B65、E23
- (26) 其玉を将来て、床邊に置きしかば、美麗しき嬢子に化りぬ。仍、婚ひして、嫡妻とし  
き。15910

「結婚」には“性交”も含む。(22)は、あくまで「結婚しようとした」のであって、結局は結婚できなかったのであるが、ここに入れた。

(25)の「故尔」について。「故」は「草那芸劔を姫の所に置いて」に係って先触れ用法となり、「尔」は「結婚して、劔を置いて、出立した」という継起的な文脈の全体に係ると考える(前稿E)。つまり、どちらも「御合ひまして」には係らないと考える。よってこの例文は、「結婚」類から外すことにする。

この「結婚」類は、先の「祖先・子孫」「子・兄弟」類と異なり、系譜的ではない。しかし、やはり「故」の使用率がよく(故:尔=7:1<sup>3)</sup>。「仍」を除く)、「結婚」類に対する編者の何らかの意図、あるいは意識、があると考えるのである。それはおそらく「○○が△△と結婚したのは確かである」という気持ちである。あるいは、結婚というものを、重要なものとして、強調したい気持ちである。

もともと、(18)は、「『あやに、な恋ひきこし』と言われた。だから、その晩は結婚しなかった」という文脈とも考えられる。つまり、「故」は「其夜は合はさずて」に係り、ダカラの意を表すと考えるのである。その考えも否定はしないが、しかし、(19)(20)(22)のようにダカラの意には考えにくいものと並べれば、結婚というものを確認・強調したい気持ちも含まれていると考えるべきである。

(24)は「尔」であるが、これについて前稿Bでは、なぜ「尔」であるかわからないと述べた。しかし今考えてみると、「軽い気持ちで性交した」というニュアンスを出すためかもしれない。「尔」には確認・強調といった重々しさはないからである。「一宿」とあることも、「軽い気持ちで」というのと合致している。そして続く「故」が「その女は確かにへびだった」というように、「本当に危なかった」というニュアンスを出すのではないか。ちょうど、大国主が須佐之男の頭のしらみをとらされる場面での「故尔、其頭を見れば呉公多に在り」(05510=E4)の「故」と同じである(この例については前稿Eを参照)。

(26)は「仍」である。「仍」は『古事記』中に2例しかない(もう1例は20806)。この「仍」や「是以」「然而」「然後」など用例の少ないものは、統計的処理になじまないので、前稿Aと同じく、集計に入れられないことにする。以下も同様である。

#### c4「死ぬ」

- (27) 此子を生みたまひしに因りてミホト炙かえて病臥やせり。……。……。故、伊耶那美神は、火神を生みたまひしに因りて、遂に神避坐しき。03207=A12
- (28) 其後の歌曰しく、／……トヒシキミハモ。／故、七日後に、其後の御櫛海邊に依りき。乃ち其櫛を取りて御陵を作りて治置きき。13304=A13
- (29) 稍其御琴を取依せてナマナマニ控坐しき。故、未だ幾久もあらずて、御琴の音聞こえずき。即ち火を舉げて見れば既に崩りましぬ。14206

- (30) 於是、河邊に伏隠りたる兵、彼廂此廂、一時共に興りて、矢刺して流しき。故、訶和羅の前に到りて沈入りき。15708
- (31) (速総別王と女鳥王は) 又歌曰しく、／……イモトノボレバ サガシクモアラズ。／故、其地より逃亡せて、宇陀の蘓迹に到りし時に、御軍追到りて殺しき。17506
- (32) 於是、大雀命と宇遲能和紀郎子との二柱、各も天下を譲りたまふ間に、海人大贄を貢りき。……。……。諺に「海人にあれや己物から泣く」と曰ふ。然あるに、宇遲能和紀郎子は早く崩りましき。故、大雀命天下を治めたまひき。15809

「死ぬ」類には(28)(29)(30)のような、死を暗示する表現のものも含める。また(31)は、文字だけ見れば「御軍が殺した」という文であるが、主語は直前まで速総別王と女鳥王である。よって実質的には「速総別王と女鳥王は殺された」ということであると考え、「死ぬ」類に入れることにした。

「然」は集計から外すので、この類は、5例すべてに「故」が使用されている<sup>4)</sup>。

これらの「故」は、ダカラの意には取れない。やはり、その人の死を、確認・強調するためであると考え。さらに(30)や(31)については、「確かにどこそこで死んだ」というように、地名を確認・強調する気持ちもあろう。

最後の(32)の「然」も、なかなか興味深い。この文脈は意外性を含むのではないか。「宇遲能和紀郎子は、若いのに、意外なことに亡くなってしまった」という感じである。もしそうだとすれば、「確かな気持ち」の「故」は使えない。

#### c5 「葬る・鎮座」

次の2種に細分できる(△△は地名、またはそれに準ずるもの)

##### ① 「○○を△△に葬った」

- (33) 伊耶那美神は火神を生みたまひしに因りて遂に神避坐しき。……。……。故尔、伊耶那岐命……哭きましし時に、御涙に成りませる神……名は泣澤女神ぞ。故、其、神避りましし伊耶那美神は、出雲國と伯伎國との堺の比婆の山に葬りき。03302=A14
- (34) ((30)のつづき) 尔、其骨を掛出でし時に弟王の歌曰しく、／……。……。／故、其大山守命の骨は那良山に葬りき。是大山守命は〔土形君……等が祖ぞ。〕15803
- (35) 其國より飛翔り行きて河内國の志幾に留まりましき。故、其地に御陵を作りて鎮り坐さしめき。即ち其御陵を号けて白鳥御陵と謂ふ。13811

##### ② 「○○は△△に鎮座している」

- (36) 尔、伊耶那岐大御神、大く忿怒りて……神ヤラヒニヤラヒ賜ひき。故、其伊耶那岐大神は淡海の多賀に坐す。04011
- (37) 於是、天照大御神速須佐之男命に告らししく「……。先に生まれませる三柱の女子は物實汝が物に因りて成りませり。……」と、かく詔別きたまひき。故、其、先に生まれませる神、多紀理毘賣命は胸形の奥津宮に坐す。次に市寸嶋比賣命は胸形の中津宮に坐す。次に田寸津比賣命は胸形の邊津宮に坐す。此三柱神は、胸形君等が以ちイツク三前大神ぞ。04309

(35)は、「鎮座させた」という、①と②の言わば中間的なものである。

これらは、どちらかと言えば系譜的な記事である。5例すべてが「故」である。

葬られた場所や鎮座している場所は、その人の人生の記事において重要な情報である。それらを強調・確認するために「故」が使用されたのだと考える。

## c6「その他のc類」

内容的にはc類に入れるべきだが、あまり用例が多くなく、一つの独立した下位類を立てることのできないものを「その他」として一括した。3種に細分できる。

## ①「○○が△△に住む/住もうとする」(△△は地名)

- (38) /故、大國主神、出雲の御大の御前に坐す時に、波穗より天の羅摩船に乗りて……歸来る神有り。06207=A15
- (39) /故、其媛田毘古神、阿耶訶に坐す時に、漁して、ヒラブ貝に其手を咋合はさえて海塩に沈溺れましき。07613
- (40) 海神……御饗して即ち其女豊玉毘賣を婚はしめき。(火遠理命は)故、三年に至るまでに其國に住みたまひき。08208
- (41) (神倭伊波礼毘古命は)……白檮原宮に坐して天下を治めたまひき。/故、日向に坐しし時に、阿多の小椅君が妹、名は阿比良比賣を娶りて生みたまへる子、多藝志美美命、次に岐須美美命の二柱坐しき。09706
- (42) /故是以、其速須佐之男命宮造作るべき地を出雲國に求ぎたまひき。04912=E38

## ②「○○が△△を仕事とする」

- (43) 其火の盛りに燃ゆる時に生まれませる子の名は火照命。次に……。/故、火照命は海佐知毘古として、鱧廣物・鱧狭物を取り、火遠理命は山佐知毘古として、毛龜物・毛柔物を取らしき。07911=A16

## ③「子などを生む/子が生まれそうになる」

- (44) 於是、日の耀き虹の如く其陰上を指しき。亦、ある賤しき夫有り。……。故、是女人、其晝寢せし時より妊身みて、赤玉を生みき。15902
- (45) 伊豆志袁登賣、其花を異しと思ひて将来る時に、其嬢子の後に立ちて、其屋に入る即ち婚ひしつ。故、一の子を生みき。16112
- (46) /故、其政未だ竟へたまはぬ間に、其懐妊みませるが産れまさむとしき。即ち御腹を鎮めたまはむとして石を取りて御裳の腰に纏かして竺紫國に渡りまして其御子はアレ坐しぬ。14404

「どこそこに住む」というのはその人の歴史(つまり一生)において重要なことであるし、「どういふ仕事をする」というのも重要なことである。当然「子を生む」ということも重要なことである。そこで「故」を付したと考える。

「故是以」が1例あるが、これは「故」と「是以」別々に数える。前述のように「是以」は数えないので、結局、9例いずれも「故」が使用されていることになる。

少し詳しく見ていく。①は「坐」の例が多いが、「住んでいた」意もあると判断し、ここに入れた。また、改行の直後のものが多い。要するに、切れ目を表す「故」であるが、切れ目を表すことが「故」の本義でないであろうことはすでに述べた。

(42)について、前稿Eで説明すべきであったが紙幅の都合で説明できなかったので、ここで説明する。この「是以」については本居宣長(1968、407頁)が「是以とは、櫛名田比賣を得給へることを承て云り、宮造の事に係りたり」と言っている(読みがなを省略した)。要するに「結婚→宮造り」という順序が自然なものであり、「是以」がそれを表している、と言いたいのであろう。この考えに従う。そして「確かに出雲に宮を作ろうとした」というように、「出雲」を強調するために「故」が付加されたと考える。この例に限らず、地名があるとき、「故」が使われることが多い。この例以外にも、先の(30)(31)も同様であるし、後述するd1類も、地名を含み、かつ「故」の使用率が高い。前稿Dにも、同様の例を多く挙げた。結局こ



れらには、その地名を確認・強調する気持ちも含まれていると考えられる。

②の「故」も切れ目を表している。が、「於是」でない以上、単なる切れ目以外に、火遠理命と火照命の生業を確認・強調する気持ちで「故」が使われたのだと考える。

③は、この3例だけ見れば偶然「故」ばかりになっているように思われるかもしれないが、前稿Cで見たように、「○○が△△を娶って生んだ子は□□だ」というタイプは9例あり、すべて「故」なのである。例えば、

(47) /故、其櫛名田比賣以てクミドニ起こして生みたまへる神の名は八嶋士奴美神と謂ふ。  
又……。05008=C2

(48) /故、此大國主神、胸形奥津宮に坐す神多紀理毘賣命を娶りて生みたまへる子、阿遲鉏高日子根神。次に……。06102=C3

のような例がある。これらは、先述のように「c2 子・兄弟」に分類したのであるが、「生む」という表現も含んでいる。③の3例と合わせて考えれば、やはり、「誰それが子（など）を生む」という事柄に対して、重要視して強調したい気持ちがあると言える。

以上、c類について用例を観察してきた。大別すれば、系譜的なもの(=c1、c2、c5)、その他のもの(=c3、c4、c6)とに分けられるであろう。いずれにせよ、それぞれの「故」には、確認・強調の気持ちが含まれていると判断できた。

系譜的なものとそれ以外のものを一緒にしている点、異質なものを混在しているという批判があるかもしれない。しかし結局は、全体のバランスの問題である。5回以上の試行の結果、本稿のような分類が最善であると私は考える。

c類の最終的なデータは次のようになる(前稿Aのデータを少し訂正する)。

故=51例(98%)、尔=1例(2%)、於是=0例(0%) 合計52例

#### IV 皇室による統治に関するもの(d類)

次に、d類の例を掲げる。この類は4種に細分される。

##### d1「遠征」

天皇や、天皇の命を受けた者が、どこそこを発つ/どこそこに到る、などの内容のものである。以下の「△△」は原則として地名であるが、「東国」のように漠然としたものや、「其」で指示されているものなども含める。さらに2種に細分できる。

##### ①「△△に到る」

(49) (神倭伊波礼毘古命は)即ち日向より發して筑紫に幸行しき。故、豊國宇沙に到りましし時に、其土人、名は宇沙都比古・宇沙都比賣の二人、足一騰宮を作りて、大御饗獻りき。08905

(50) 其姨倭比賣命の御衣御裳を給はり、劔を以て御懐に納れて幸行しき。故、熊曾建が家に到りて見たまへば、其家の邊に軍三重に圍み、室を作りて居りき。12807

(51) (倭建命は) /故、尾張國に到りて、尾張國造が祖、美夜受比賣の家に入坐しき。13111=A18

(52) ((62)のつづき) 尔、順風大く起こり、御船浪に従ひき。故、其御船の波瀾新羅の國に押騰りて、既に半國に到りき。14310

(53) 一時、天皇近つ淡海國に越幸しし時に、宇遲野の上に御立たしまして葛野を望けて…

…。／故、木幡村に到坐しし時に、麗美しき嬢子、其道衢に遇ひき。15011

(54) ((51)のつづき) 尾張國に到りて……。……東國に幸して悉山河の荒ぶる神、及、伏はぬ人等を言向和平したまひき。／故尔、相武國に到りましし時に、其國造詐りて白ししく「……。是沼の中に住める神、甚く道速振る神ぞ」。13202=B66、E22

(55) 紀國男之木門に到りて……。 (五瀬命は) 男建びして崩りましき。……。／故、神倭伊波礼毘古命、其地より廻幸して、熊野村に到りましし時に、大熊勢に出入る即ち失せぬ。09103=A17

(56) 高木大神の命以て覺して白ししく「……。其立たむ後より幸行すべし」。故、其教覺しの隨に、其八咫鳥の後より幸行せば、吉野河の河尻に到りましし時に、筥を作せて魚を取れる人有り。09208

## ②「△△を發つ／△△に向けて發つ」

(57) 亦、其國より遷上幸して吉備の高嶋宮に八年坐しき。故、其國より上幸しし時に、龜甲に乗りて釣をしつつ打羽擧來る人、速吸門に遇ひき。08909

(58) ……速吸門に遇ひき。……即ち名を賜ひて槁根津日子と号けたまひき。……。／故、其國より上行しし時に、浪速の渡りを経て青雲の白肩津に泊てたまひき。09005

(59) 此の御世に、大毘古命は高志道に遣はし、其子建沼河別命は……。故、大毘古命高志國に罷往きし時に、腰裳服せる少女、山代の幣羅坂に立ちて歌曰ししく……。11212

(60) ((59)を承ける)／故、大毘古命は先の命の隨に高志國に罷行きき。尔、東方より遣はさえし建沼河別と其父大毘古と共に、相津に往遇ひき。11409

(61) (天皇が倭建命を東國に) 遣はしし時に、ヒヒラ木の八尋矛を給ひき。故、命を受けて罷行しし時に、伊勢の大御神の宮に参入りて、神の朝廷を拜みて、即ち其姨倭比賣命に白したまひしく……。13103

(62) 「……。我が御魂を船上に坐せて、真木灰を瓠に納れ、亦箸、及ヒラデ多に作りて、皆皆大海に散し浮けて度りますべし」。／故、備に教覺したまひし如くして、軍を整へ船を雙めて度幸しし時に、海原の魚、大小を問はず悉御船を負ひて渡りき。14308

(55)(56)は「發つ」「到る」両方あり、いずれとも決めかねたが、便宜的に「到る」に入れた。

(54)だけ「故尔」だが、これは「故」と「尔」が別々に働いていると考えるので(前稿Eなど)、両方で1ずつ数える。残りはすべて「故」であるから、結局「遠征」類は「故:尔=14:1」ということになる。やはり「故」の使用率が高い。

そして、いずれの「故」も、「確かに豊國宇沙に到った」などのように、天皇などがその地に到った事実(あくまで編者にとっての)を確認・強調していると考えられる。

(54)については、拙稿Bで説明した。要するに、「尾張に行って、東國に出発して、そして相武に到着した」というように「尔」が継起的な文脈の一部を担うのに対し、「故」が他の例と同じく、確認・強調のために後から付加されたと考えられる。

無論、細部を見れば、「故」が使用された個別の事情もいろいろある。例えば(56)は「八咫鳥の後について行けと言われた。だから言われたとおりの八咫鳥について行くと……」という意味もあるであろう。しかし、他方「確かに吉野川に着いた」という意味も含まれるであろうというのが、私見である。一つの接続詞を一義的に限定的に考える必要はない。

## d2「治める」

国を治めるという内容のもので、主語は当然、天皇である。便宜的に2種に分けよう。

## ①系譜的記事（いわゆる帝紀）の中

- (63) 此天皇……生みたまへる御子、御真津日子訶恵志泥命。次に多藝志比古命。故、御真津日子訶恵志泥命は天下を治めたまひき。10212
- (64) 此天皇……生みたまへる御子、天押帯日子命。次に大倭帯日子国押人命。故、弟帯日子國忍人命は天下を治めたまひき。10305
- (65) 此天皇……生みたまへる御子、大吉備諸進命。次に大倭根子日子賦斗逐命。故、大倭根子日子賦斗逐命は天下を治めたまひき。10311=A19
- (66) 此天皇……生みたまへる御子、大倭根子日子國玖琉命。又……。……。故、大倭根子日子國玖琉命は天下を治めたまひき。10409
- (67) 此天皇……生みたまへる御子、大毘古命。次に少名日子建猪心命。次に若倭根子日子大毘々命。又……。……。故、若倭根子日子大毘々命は天下を治めたまひき。10509
- (68) 此天皇……生みたまへる御子、御真木入日子印恵命。次に御真津比賣命。又……。……。故、御真木入日子印恵命は天下を治めたまひき。10703
- (69) 此天皇……生みたまへる御子、伊玖米入日子伊沙知命。次に……。……。故、伊久米伊理毘古伊佐知命は天下を治めたまひき。11004
- (70) 此天皇……生みたまへる御子、印色の入日子命。次に大帯日子淤斯呂和氣命。次に……。……。故、大帯日子淤斯呂和氣命は天下を治めたまひき。11605
- (71) 此天皇……生みたまへる御子、若帯日子命。次に……。……。故、若帯日子命は天下を治めたまひき。小碓命は東西の荒ぶる神、及、伏はぬ人等を平げたまひき。12610
- (72) 此倭建命……生みたまへる御子、帯中津日子命。又……。又……生みたまへる御子、稲依別王。又……。……。故、帯中津日子命は天下を治めたまひき。次に稲依別王は〔犬上君・建部君等が祖ぞ。〕次に…… 13909
- (73) 此天皇……生みたまへる御子、大江の伊耶本和氣命。次に墨江の中津王。次に虻の水齒別命。次に男淺津間若子宿祢命。……。……。故、伊耶本和氣命は天下を治めたまひき。次に虻の水齒別命も天下を治めたまひき。次に男淺津間若子宿祢命も天下を治めたまひき。16510

## ②系譜的記事以外

- (74) ……事依さしき。／故、各も依さし賜ひし命の隨に知看す中に、速須佐之男命、命さしし国を治めずて…… 04003
- (75) 故、かく荒ブル神等を言向平和し、伏はぬ人等を退撥ひて、畝火の白檮原宮に坐して、(神倭伊波礼毘古命は) 天下を治めたまひき。09703
- (76) (= (32)) 故、大雀命天下を治めたまひき。15810
- (77) 天皇の答詔ししく「是も大きなる理ぞ。命の如くして可し」。故、天皇崩りまして、即ち意富禰命、天津日續を知らしめき。21010
- (78) 天皇既に崩りまして日續を知らすべき王無し。故、品太天皇五世の孫、袁本杼命……手白髮命に合はせまつりて、天下を授奉りき。21109
- (79) 其姨飯豊王、聞き歎びたまひて、宮に上らしめたまひき。／故、(袁禰命が) 天下を治めたまはむとせし間に、平群臣が祖、名は志毘臣、歌垣に立ちて……20506
- (80) 此太子の御名、大軻和氣命と負はせる所以は、初め生まれましし時に軻の如き完御腕に生りき。故、其御名に著けまつりき。是以、腹中に坐して國を知らしめき。14107
- (79)はまだ「治め」ていないが、ここに入れた。(74)はいわゆる三貴子による分治の話だが、ここに入れた。

(80)に「是以」が1例あるが、数えないので、17例すべてが「故」ということになる。「故」には、○○天皇が天下を治めたという事実を確認・強調する気持ちが込められていると考える。

ただし、例えば(72)の「故」は「……天下を治めたまひき」だけに係るのではなく、「稻依別王は犬上君・建部君等が祖ぞ」にも係るのであろう。しかし後件は一つという原則がある以上、どちらか一方に決めるしかない。もっとも、「稻依別王は犬上君・建部君等が祖ぞ」をも後件に入れるとしても、先の(5)の場合と同じように、「c1 祖先・子孫」の「故」が1例増えて、むしろ好都合である。

同様の問題（「故」の係る範囲、いわゆるスコープの問題）は、(71)など他の例にもあてはまるのだが、煩わしくなるので、多く省略した。

また、神田秀夫（1959、88頁～）が「此之中……命者治天下」という言い方と「故……命者治天下」という言い方を比較して、前者は安万侶以前からあったもので、後者は安万侶が加筆したものであると述べている。この「此之中」など、接統詞以外の表現とも比較する必要を感じるが、本稿では、そこまで述べる準備がない。

### d3「定める」

人事・法・刑罰などを定めるという内容のもので、主語は当然天皇である。

- (81) 此天皇……生みたまへる御子、和訶奴氣王。故、建内宿祢を大臣として、大國・小國の國造を定め賜ひ、亦國々の堺、及大縣・小縣の縣主を定め賜ひき。14010
- (82) /故、八田若郎女の御名代として八田部を定めたまひき。17309
- (83) /故、其輕太子は伊余湯に流しまつりき。18606
- (84) 天皇……生みたまへる御子、白髮命。……故、白髮太子の御名代として白髮部を定め、又長谷部舎人を定め、又河瀬舎人を定めたまひき。19308
- (85) 此天皇、皇后無く亦御子も無し。故、御名代に白髮部を定めたまひき。20401=A20
- (86) 此天皇、太子無し。故、御子代として小長谷部を定めたまひき。21107
- (87) 其國主畏惶みて奏言しく「……仕奉らむ」。故、是以、新羅國は御馬甘と定め、百濟國は渡りの屯家と定めたまひき。14313=E42
- (88) 是以、各も遣はさえし國の政を和平して覆奏しき。尔、天下太く平らぎ、人民富榮えき。於是、初めて男の弓端の調・女の手末の調を貢らしめたまひき。11412=B67
- (89) 天皇歡喜びたまひて……神宮を造ろはしめたまひき。於是、天皇其御子に因りて鳥取部・鳥甘部・品遲部・大湯坐・若湯坐を定めたまひき。12311=B68
- (90) /天皇、於是、阿知直を以て始めて蔵官に任せ、亦糧地を給ひき。18110=B69
- (91) /於是、天皇天下の氏々名々の人等の氏姓の忤過てるを愁へたまひて、味白禰の言八十禍津日前にクカ瓮を居あて、天下の八十友緒の氏姓を定め賜ひき。18308=B70
- この類は「於是」が(88)～(91)の4例あって、c・d類の中では「故」の使用率が一番低い(7/11=63%)<sup>5)</sup>。

これら4例に「於是」が使われる理由については、前稿Bで少し述べた。要するに切れ目があるからと言うのであるが、しかし「故」も切れ目を表すことができる。(88)～(91)が「故」ではいけない理由は説明できない。ただ、(88)(90)については「初」「始」の字があり、この点からは冒頭を表すことの多い「於是」のほうがよりふさわしいと言える。

### d4「その他のd類」

内容的にはd類に入れるべきだが、あまり用例が多くなく、一つの類を立てることのできな

いものを「その他」として一括した。次の4種に細分できる。

①「復命」

- (92) / (倭建命は) 故、かく撥治めて、参上り覆奏したまひき。13012=A21
- (93) 曾婆訶理、己が王の厠に入りませるを竊に伺ひて矛を以て刺して殺しき。故、曾婆訶理を率て、倭に上幸す時に、大坂の山口に到りて以為ししく……18006
- (94) ……其隼人が頸を斬りたまひて、乃ち明日上幸しき。……故、石上神宮に参出て天皇に奏さしめたまひしく「政既に平らげ訖へて、参上りて侍り」。18107
- (95) ((60)のつづき) 故、其地は相津と謂ふ。是以、各も遣はさえし國の政を和平して、覆奏しき。11411
- (96) 「……僕自ら行きて……破り壞ちて参出でむ」。尔、天皇の詔しく「然あらば命の隨に幸行すべし」。是以、意祁命、自ら下幸して、其御陵の傍らを少し堀りて、還上りて復奏言したまひしく、「既に堀り壞ちつ」。20912
- (97) ……其時より御名を稱へて倭建命と謂す。然而、還上ります時に、山神・河神、及穴戸神、皆言向和して参上りたまひき。12913

②「討つ」

- (98) 此の御世に竺紫君石井、天皇の命に従はずて、礼无きこと多し。故、物部荒甲の大連・大伴の金村連の二人を遣はして、石井を殺したまひき。21303=A23
- (99) (忍坂での戦勝の後) / 然後、登美昆古を撃たむとしたまひし時に…… 09513

③「〇〇宮に居る」

- (100) / 故、日子穗々手見命は高千穗宮に坐ししこと伍佰捌拾歳ぞ。御陵は高千穗山の西に在り。08611
- (101) 其大后息長帯日賣命は當時神歸りましき。故、天皇筑紫の訶志比宮に坐して、熊曾國を撃たむとしたまひし時に、天皇御琴を控かして、建内宿祢大臣沙庭に居て、神の命を請ひき。14109=A22

④「国見」

- (102) ……又、墨江の津を定めたまひき。/ 於是、天皇高山に登りて四方の國を見て詔しく、「國中に烟發たず。國皆貧窮し。……」16609=A24、B71

①「復命」は、「覆奏」などの語がなくても、命ぜられたことを成し遂げて帰ってくるという文脈であれば、採った。「是以」と「然而」の例があるが、これらを除くと「故」ばかりである。

②「討つ」には「然後」があるが、それを除くと「故」1例となる。ちなみに「然後」は、この例もそうだが、何か仕事をなし遂げてそのあと、という文脈が多い。

③「〇〇宮に居る」は2例とも「故」である。もっとも、(101)の方は「熊曾國を撃つ」つまり「討つ」類に入れる方が良いかもしれない。いずれにせよd類で、「故」である。

④「国見」は「於是」1例のみである。明らかに内容的な切れ目があるので「於是」でよいのだが、何回も言うように「故」も切れ目を表すことができる。にも関わらず「於是」である理由は何か。『古事記』の接続詞を観察してきた立場から言って、もっとも素直な考えは、「出現・発見」類に近いので「故」は使えない、というものである(前稿A)。「出現・発見」類とは、例えば「鯛の喉を探ると釣針があった」というようなものである。このような事柄は予測不可能なことで、確かな気持ちの「故」とは相容れない。(102)も、「国を見ると煙が立っていなかった」というのであるから、「出現・発見」に近い。よって「故」は使用できない、というわけである。

結局「d4 その他のd類」は、「故：於是=6：1」となる<sup>6)</sup>。

以上、d類の例を検討してきた。データをまとめると次のようになる（前稿Aのデータを少し訂正する）。c類に比べると「故」以外の接続詞も多いが、「故」が多いと主張することは、十分可能である<sup>7)</sup>。

故=44例（88%）、尔=1例（2%）、於是=5例（10%） 合計50例

## V おわりに

「c類 神や人や家の歴史に関するもの」「d類 皇室による統治に関するもの」のほとんど全用例を掲げ、コメントを加え、「故」の使用率などのデータを示してきた。このような分類が妥当であるか、読者諸賢のご批判をお願いしたい。もっとも、分類の枠組自体は、他の分類（a類b類など）との関係において妥当性が判断されるべきであるから、本稿のみで判断することはできない。前稿Aなども併せてご覧いただきたい。

また、分類の枠組は良くても、その分類に入れられている用例がおかしい、という批判も考えられる。この場合、そのような用例が一つ二つであればさほど問題ではないが、多数になると、その分類の存亡にかかわる問題となる。

本稿は結果的に、c類・d類の外延を明示したことになる。『古事記』において、特定の事柄に「故」が使われる傾向のあることは多くの研究者には常識であろう。しかし、その特定の事柄とはこれこれであり、このようなグループとしてまとめることができる、と明示してある研究は、管見にして知らない。そのようなグループ化、また、その外延を明示すること（＝グループの要素をすべて列挙すること）は、必要なことである。

私は別に『古事記』の専門家ではなく、一介の文法屋にすぎない。しかし管見の限り、『古事記』の接続詞が十分分析されたとは思えない。感覚的・情緒的理解が主流であるように思われる。あの宣長でさえ「語の勢に随ひ、調に任せて置るのみにして」云々などと言っている（本居1968、41頁）。しかし、一つ一つの文字が注意深く使用されている『古事記』において、ひとり接続詞のみが適当に使われているということはないはずである。もっといろいろな角度から分析する必要があると考える。「後件分類法」は、その一つの試みである。

## 注

- (1) これは藤原照等（1960）の結論と大差ない。藤原は「確かな気持ち」ではなく「説明的」と言う。
- (2) 同様の考えは、神田秀夫（1959、97頁）などにも見られる。
- (3) ちなみに、829個（故・尔・於是の合計数。「故尔」などは、故1個、尔1個と数える）から8個を取り出したとき、7個以上「故」になる確率を求めると、2.59%となる。
- (4) 注3と同様に、829個から5個を取り出したとき、全部「故」になる確率を求めると、2.45%となる。
- (5) 注3と同様に、829個から11個を取り出したとき、7個以上「故」になる確率を求めると、22.5%となり、d3類だけは、「故」がそれほど多いとは言えない。
- (6) 注3と同様に、829個から7個を取り出したとき、6個以上「故」になる確率を求めると、4.84%となる。
- (7) 注3と同様に、829個から50個を取り出したとき、44個以上「故」になる確率を求めると、ほとんどゼロになる。

## 引用文献

- 石塚晴通(1967)「本行から割注へ文脈が続く表記形式—古事記を中心とする上代文献及び中国中古の文献に於て—」『国語学』70(『日本文学研究資料叢書 古事記・日本書紀I』有精堂1970に再録のものによる)
- 伊土耕平(1995a=A, b=B)「『古事記』の接続詞について(上)(下)」『国語国文』64の2,3
- (1995c=C)「『生む』と『成る』—『古事記』の接続詞の使い分けについて」『解釈』41の2
- (1995d=D)「『古事記』の中の長距離移動表現と接続詞」『解釈』41の11
- (1996=E)「『古事記』の「故尔」について」『国語国文』64の1
- 神田秀夫(1959)『古事記の構造』明治書院
- 西宮一民(1979)『新潮日本古典集成 古事記』新潮社
- (1992)『古事記 新訂版(六刷)』桜楓社
- 藤原照等(1960)「古事記の文接続について」『国文学攷』23
- 本居宣長(1968)『本居宣長全集 9(古事記伝)』筑摩書房

## Summary:

In KOJIKI, particular sentences often require a particular conjunction. All sentences are grouped into ten types. In this paper, I will take up two types of them. They are briefly named “events in someone’s life” and “the rule of the Emperor of Japan”. Interestingly, these two types always require “KARE”(=an old Japanese conjunction).

